

神奈川県土砂の適正処理に関する条例のあらまし

平成 24 年 10 月

神 奈 川 県

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されたことを踏まえ、条例の目的を「県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保すること」から「県土の秩序ある利用を図ること」に改めるとともに、同法と規制目的等が重複する「その2 土砂埋立行為の許可」制度及び「その3 土砂搬入禁止区域」制度を廃止しました。

なお、既に条例の許可を受けて令和7年4月1日時点で着手済みの工事等については、経過措置として改正前の条例・規則の一部関係規定が適用されます。本あらまは、改正前の条例をもとに制度の仕組みを説明したものです。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み

(下線は、平成 24 年 10 月 1 日から改正した部分です。)

○ 特 徴

その1 処理計画の作成・届出

建設工事又はストックヤードの区域から 500 立方メートル以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出に係る計画を作成し、知事への届出が必要です。

その2 土砂埋立行為の許可

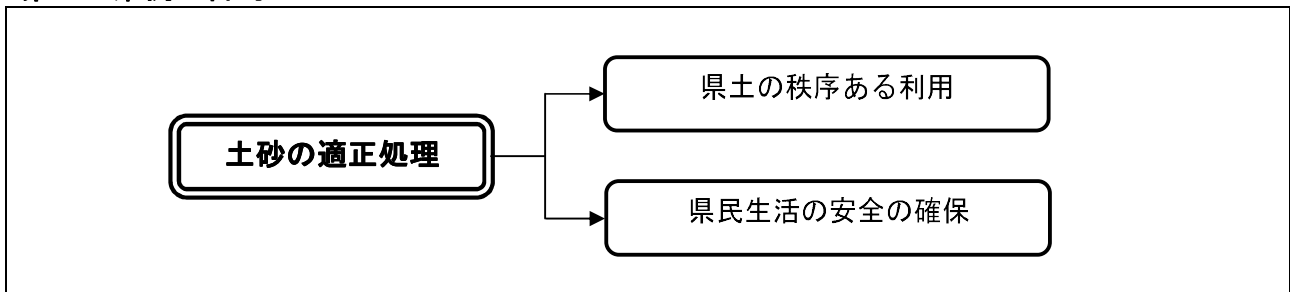
2,000 平方メートル以上の土砂埋立行為（埋立て、盛土その他土地への土砂の堆積）を行う場合は、知事の許可が必要です。

その3 土砂搬入禁止区域の指定

知事は、土砂埋立行為が継続されることにより、人の身体、生命、財産を害するおそれがある土地及びその周辺区域を土砂搬入禁止区域として一定期間指定し、土砂の搬入を禁止する場合があります。

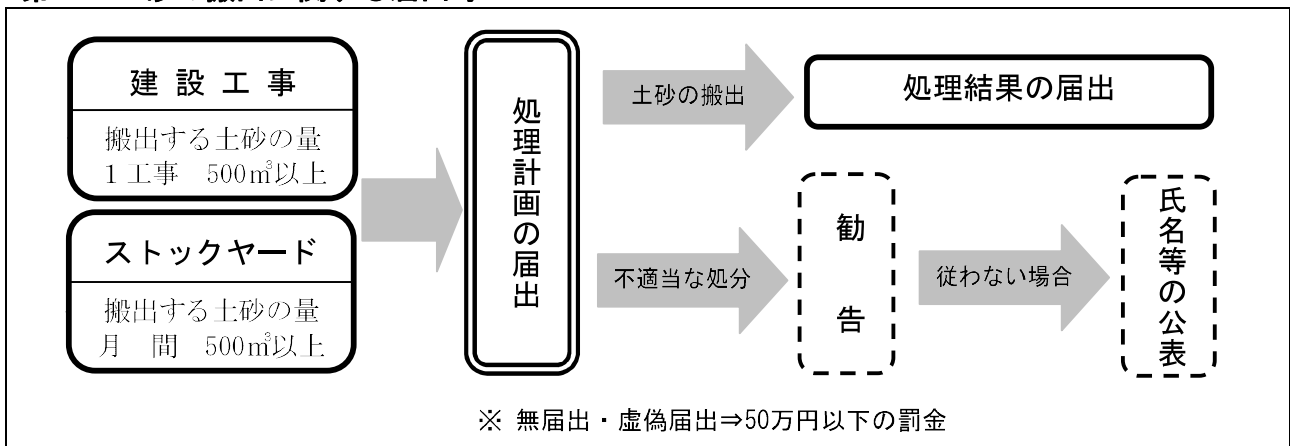
○ 内 容

第1 条例の目的



- この条例は、土砂の適正な処理を推進することにより、県土の秩序ある利用を図るとともに、県民生活の安全を確保することを目的としています。

第2 土砂の搬出に関する届出等

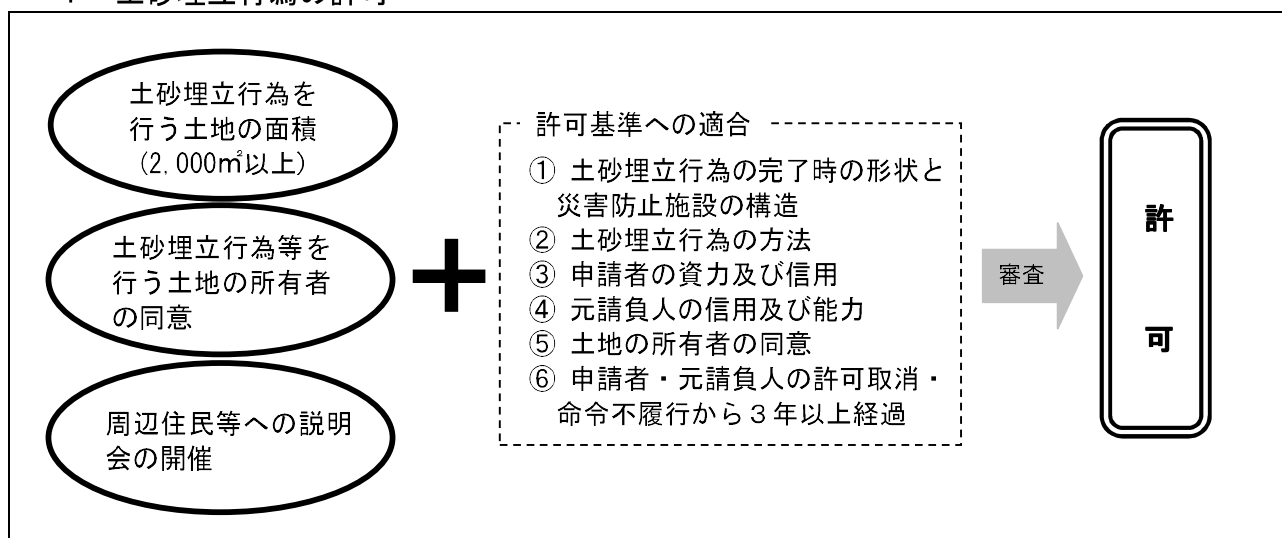


- 建設工事又はストックヤードの区域から 500 立方メートル以上の土砂を搬出する場合（建設工事は工事ごと、ストックヤードは月間）は、建設工事の元請負人又はストックヤードの設置者は、あらかじめ土砂の搬出に係る計画を作成し、土砂の搬出を開始する 20 日前までに知事への届出を行う必要があります。また、土砂の搬出を完了した場合にも、その結果について、完了した日から 20 日以内に知事への届出が必要です。
- ただし、①岩石・砂利採取区域から採取された土砂（廃土、廃石を除く）、②国等が設置するストックヤードからの土砂の搬出等については、これらの届出は不要です。
- 知事は、届出があった処理計画の内容が不適当な場合、当該届出をした者に対し、必要

な措置を講ずるよう勧告することができます。

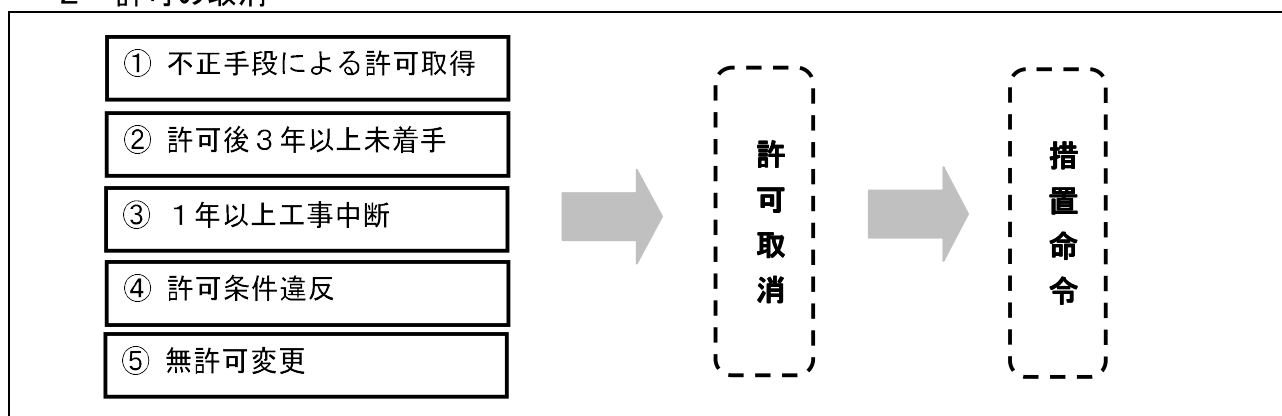
第3 土砂埋立行為の許可等

1 土砂埋立行為の許可



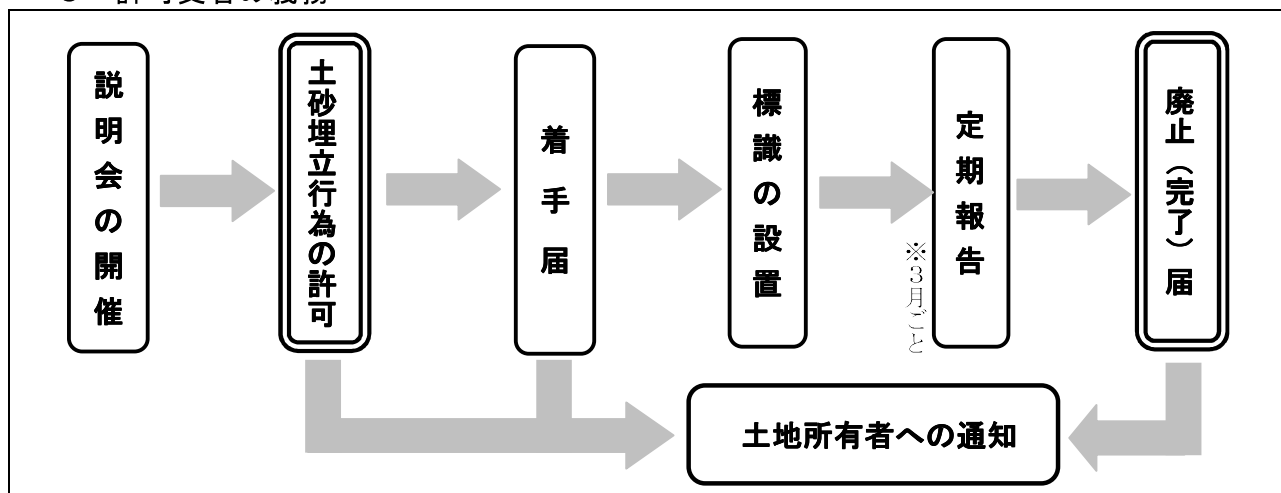
- 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害発生の防止のため必要な措置を講じることが必要です。
- また、土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為等（土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊、流出その他の災害発生の防止のため必要な措置）を行う土地の所有者に対し、その土砂埋立行為等の内容を説明し、同意を得る必要があります。
- 2,000 平方メートル以上の土砂埋立行為を行おうとするときは、知事の許可が必要です。
- 許可申請者は、申請の前日までに、周辺の住民等に対して説明会を開催し、土砂埋立行為の内容等を周知しなければなりません。
- 知事は、条例で定める許可の基準に適合するときは、許可します。
- ただし、①事業の区域内の土砂のみを用いて事業区域内で行う土砂埋立行為、②臨港地区等で行う土砂埋立行為、③国等が行う土砂埋立行為、④規則で定める法令の許可等を受けて行う土砂埋立行為で知事に届け出たもの等は、許可は不要です。
- 許可の審査は、条例、施行規則及び審査基準に規定する許可の基準により行われます。

2 許可の取消



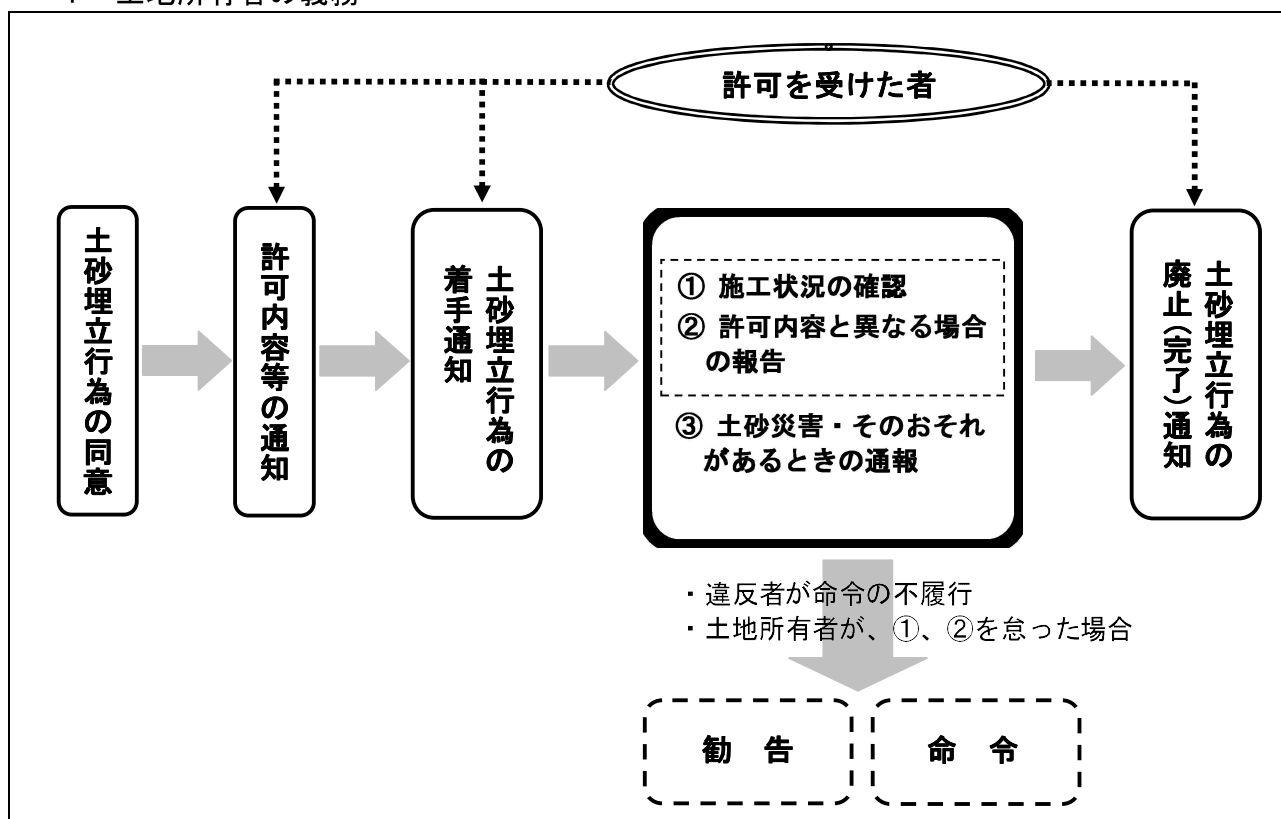
- 土砂埋立行為の許可受者が、①不正手段による許可の取得、②許可後3年以上未着手、③1年以上工事中断、④許可条件違反、⑤無許可変更等を行った場合は、許可の取消しや土砂の除却等の措置命令の対象となります。

3 許可受者の義務



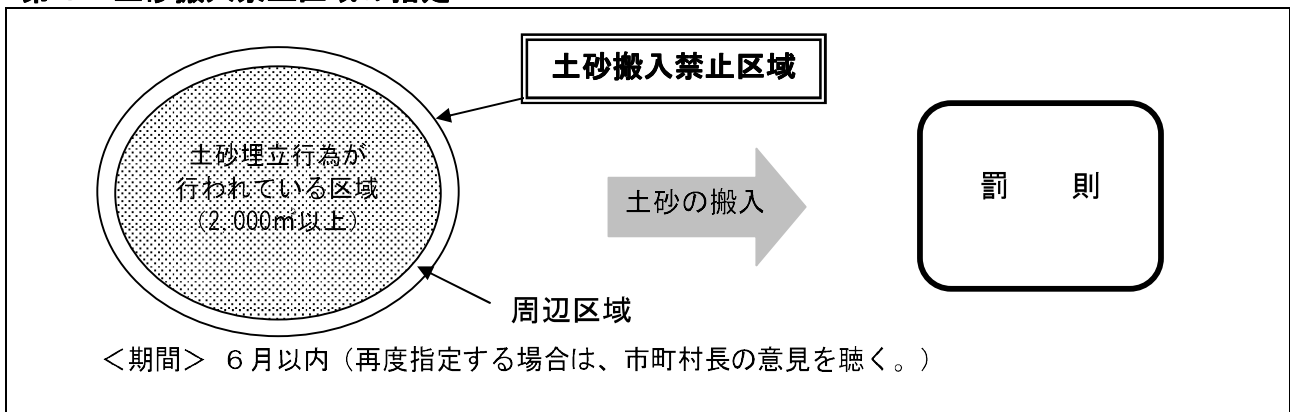
- 許可受者は、土地所有者に遅滞なく許可の内容や許可条件を通知することが必要です。
- 許可受者は、土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに着手届を提出し、その写しを土地所有者へ送付することが必要です。
- 許可受者は、土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から3月間ごとに土砂搬入数量等を報告しなければなりません。
- 許可受者は、周辺の住民に土砂埋立行為の概要を周知させるよう努めなければならないとともに、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、条例等に定める事項を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 許可受者は、土砂埋立行為等に係る工事を廃止（完了）したときは、廃止（完了）した日から20日以内に廃止（完了）届を提出し、その写しを土地所有者へ送付することが必要です。

4 土地所有者の義務



- 土地所有者は、許可申請内容を確認し、土砂埋立行為に伴う自らの責務を十分に理解した上で同意を得ることが必要です。
- 土地所有者は、①少なくとも3月に1回、土砂埋立行為等が行われている土地において、施工状況を確認し、②許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為が行われていると知ったときは、知事に報告する必要があります。また、③土砂の崩壊等の災害が発生又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに知事に通報する必要があります。
- 措置命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じず、土地の所有者が前述の施工状況の確認や報告を怠った場合は、当該土地所有者に対し、土砂の除却等の措置を講ずるよう勧告することができます。また、勧告に従わない場合は、土砂の除却などの措置命令の対象となります。

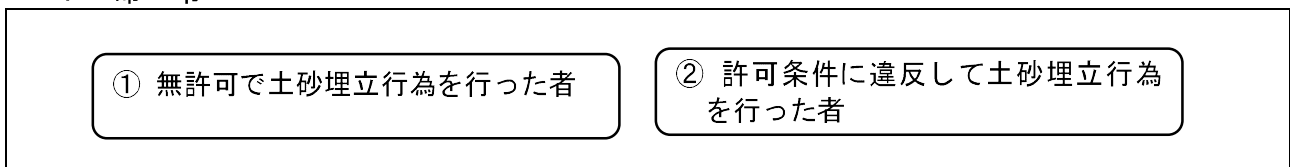
第4 土砂搬入禁止区域の指定



- 土砂埋立行為が行われている土地の区域 (2,000 平方メートル以上) 及びその周辺の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体、財産を害するおそれがあると認められる土地の区域は、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂搬入禁止区域として指定する場合があります。
- 土砂搬入禁止区域を指定した場合は、その旨を公示し、周知するとともに、県職員が土地へ立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じることとなります。
- 何人も、土砂搬入禁止区域には土砂を搬入することができなくなります。

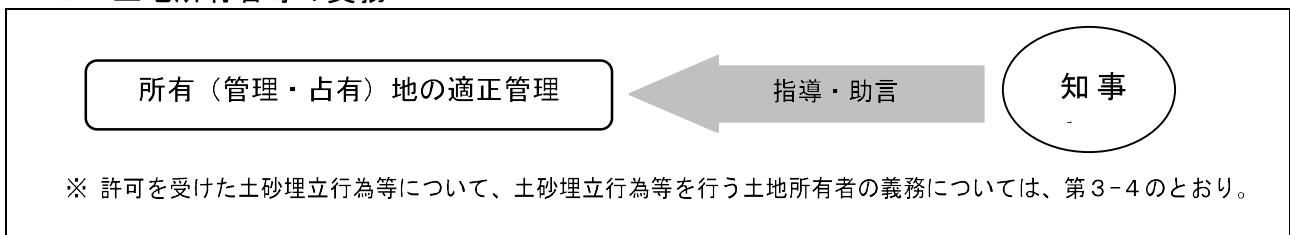
第5 雑 則

1 命 令

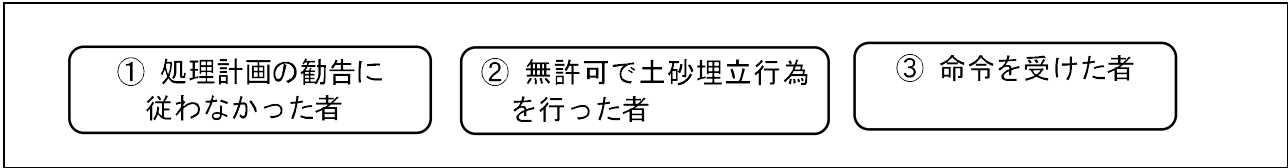


- ①無許可で土砂埋立行為を行った者、②許可条件に違反して土砂埋立行為を行っている者は、土砂の除却などの措置命令の対象となります。

2 土地所有者等の責務

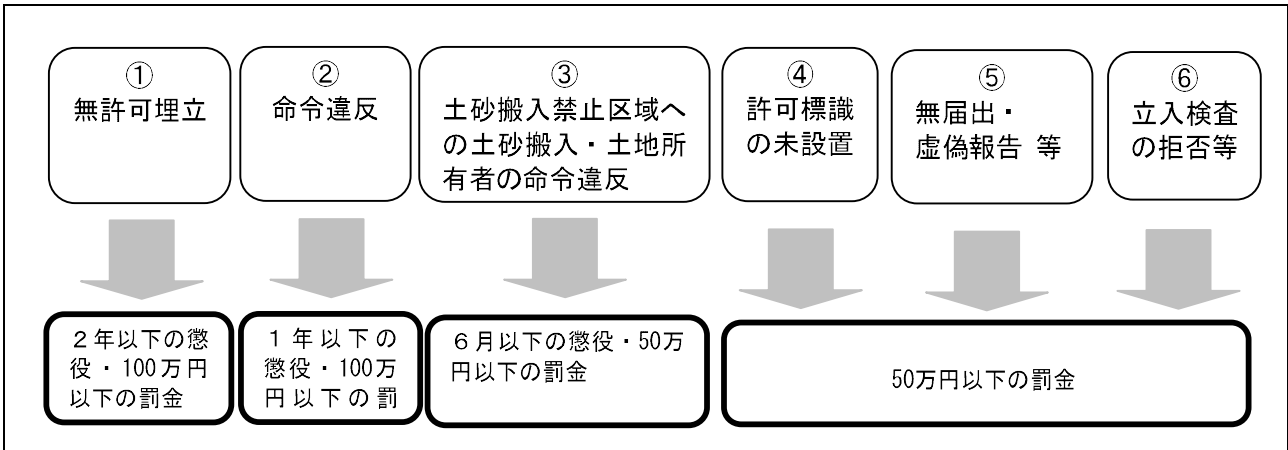


3 公表



○ ①処理計画の勧告に従わない者、②無許可で土砂埋立行為を行っていた者、③命令を受けた者は、その氏名、違反の事実等について公表の対象となります。

第6 罰則



○ この条例に違反する者は、上記のとおり刑事処罰の対象となります。